中小企業・SDGsビジネス支援事業 案件化調査(中小企業支援型) 審査基準

項目		評価ポイント
1. 本JICA事業後の将来	1-1.	製品・技術・ノウハウ等の実績
的なビジネスの概要		・国内外における製品・技術・ノウハウ等の販売実績はあるか。
(25点)		・途上国発イノベーションの場合は、実証段階を終えているか、ま
, , ,		たは販売実績のある製品・技術等を組み合わせた提案となってい
		るか。
	1-2.	想定するビジネスモデルの具体性及び実現可能性
		・ステークホルダーとの関わりや収益構造が具体的に検討される等、
		ビジネス実現性が期待されるビジネスモデルとなっているか。
		・原料調達・加工/製造、流通、販売、メンテナンスに至る一連のバ
		リューチェーンの計画は具体的に検討されているか。
		・ビジネスの実施体制(現地での事業実施主体や現地パートナーとの
		連携等)が具体的に検討されているか。
		・ビジネス化スケジュールは妥当か。
	1-3.	ターゲット・市場環境・各種リスクの分析状況
		・ビジネスターゲットの設定、ニーズの有無、市場規模、事業化に
		おける主たる阻害要因/リスク(許認可取得等)に関し、具体的な
		分析がなされているか。
	1-4.	海外進出の動機・戦略、対象国・地域の選定理由
		・提案ビジネスの経営戦略上の位置づけやコアビジネスとの関連が
		明確か。
		・対象国・地域の選定理由が明確か。
2. ビジネス展開による	2-1.	現状把握と課題分析の状況
対象国・地域への貢献		・対象国・地域が抱える課題について、必要な現状把握と課題分析
(35点)		が行われているか。
		・提案ビジネスは日本政府、対象国政府の政策・方針等と合致する
		か。
	2-2.	対象国・地域への貢献可能性
		・提案されている製品・技術等の活用は、対象国・地域の課題の解
		決に貢献できる蓋然性が高いか。
	2-3.	ODA事業との連携可能性
		・ODA事業(円借款、技協等)との連携可能性や相乗効果(開発効果
		の拡大)が期待できるか。
		・他のODA事業とのアプローチに齟齬がないか。
		・新規ODA事業を想定する場合、妥当な内容・位置づけとなっている
		か。
3. 本JICA事業の実施計	3-1.	制度利用の必要性
画・実施体制の妥当性		・ビジネス展開に先立ち、本JICA事業を活用する必要性が明確か。
(30点)		・自社の海外ビジネス展開戦略における本提案の位置づけが明確に説
		明されているか。

1		
	3-2.	本JICA事業の目標設定・実施計画の妥当性
		・本JICA事業の目標が適切に設定されているか。(調査の前提となる仮説が
		設定されているか、調査で何がわかればよいのか明確か。)
		・上記目標達成に向けて実施計画は適切に設定されているか。
		(目標達成のために何を調査するのか、その調査で確認可能か。)
	3-3.	本JICA事業の実施体制の妥当性
		・業務従事者の要員計画・経験・専門性(業務内容)は適切か。
		・業務主任者は海外(特に途上国及び当該国での)類似業務の経験
		を有するか。
	3-4.	計上経費の適切性
		・本JICA事業を行うに当たり必要な項目及び経費が適切に計上され
		ており、効率的かつ経済的な積算となっているか。
		・外部人材活用のための積算に妥当性はあるか。
	3-5.	提案法人の安定性
		・本JICA事業を実施するために必要となる財務基盤や人員体制を有
		するか。
4. 地元経済·地域活性	4-1.	現時点での地元経済への貢献
化への貢献		・現時点で日本国内の地元経済・地域活性化に貢献しているか。
(10点)	4-2.	ビジネス展開により見込まれる地元経済・地域活性化への貢献
		・本事業の実施やその後のビジネス展開を通じ、日本国内の地元経
		済・地域活性化の促進が見込まれるか。
	以上2点	については、以下の項目などを評価。
	・提案法人の雇用創出/新規事業開拓	
	・提案法	と人が属する産業集積 (産業クラスター等) の活性化
	・地方自	目治体や大学との連携強化等
	ı	